

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7月20日

甲・貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ	TEL 03-5603-9131
	住所 東京都台東区千束2丁目23番6号	
乙・借主	氏名 浅野 義英	TEL [REDACTED]
	住所 さいたま市浦和区北浦和1-1-11-501	
丙 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 3,000,000 円	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区文蔵 4丁目29番地13号 048-839-8806 有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒子
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号
	免許年月日	平成24年11月16日
	氏名	[REDACTED]
宅 地 建 物 取 引 士	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	同上 同上
	氏名	[REDACTED]
	登録番号	() 第 号

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	4年4月27日	支出額	12,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 駐車場代(5月分)
----	-------------------

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">龍志会 浅野目義英</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">ただし、政務活動事務所 駐車場代(5月分)として</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">口座名 浅野目義英 宛先名 木崎不動産(株)</p>	<p style="font-size: small;">404-04-27 送金 *12,000 IB:キリキリウリ *</p>
<p>※ 領収書は重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>	

《駐車場貸借借替契約書》

《更新》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場	NO.	■
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11		
車種・ナンバー・色	ハイブリッド ムーヴ	■	黒
賃 料	月額 金 12,000 円也 (振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也 (但し無利息の約定)		
備 考			

貸主（甲）品川リサイクルズ(株)と、借主（乙）浅野目義英は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2021年10月01日より2022年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分（消費税別途負担）を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。（振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする）。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で厳重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2021年 9月 3日

貸主(甲) 氏名 品川リフクトリーズ株式会社

代表取締役 藤原弘之

貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-

氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 浅野目 義英 TEL ()
携帯 [REDACTED]

勤務先 埼玉県議会 TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社

代表取締役 浅野 喜作

免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8

TEL 048-831-9515(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED]

整理番号	39
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	---

支出年月日	4年5月27日	支出額	12,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所、駐車場代(6月分)
-----	-------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし、政務活動事務所、駐車場代(6月分)として

口座名 浅野目義英 支払先名 木崎不動産株式会社

04-05-27 送金 *12,000 IB 株式会社 *

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《駐車場貸借契約書》

《更 新》

		顧客番号	
名 称	品川駐車場	NO.	■
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-2-11		
車種・ナンバー・色	ダット ムーヴ	■	黒
賃 料	月額金12,000円也(振込料は、借主負担)		
敷 金	金 な し 円也(但し無利息の約定)		
備 考			

貸主(甲) 品川リファクトリーズ(株)と、借主(乙) 浅野 目 義英は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第 1 条 賃貸借の期間は2021年10月01日より2022年09月30日迄の向う1年とする。但し期間満了の場合、当事者協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第 2 条 期間満了により本契約を更新する場合、乙は取引業者に対し更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(消費税別途負担)を支払うこととする。
- 第 3 条 賃料の支払方法は毎月末日に翌月分を甲指定の金融機関へ振り込む事とする。(振り込み日が金融機関休業の場合は前営業日とする)。尚、乙が賃料の未払いが生じた場合は、レッカー車による強制撤去を行うこととする。その際かかる費用は乙の負担とする。乙はこれに異議無きものとする。
- 第 4 条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分に空けておき他車の出入りを妨げないこと。
- 第 5 条 乙は甲に無断で契約車以外を置いてはならない。又、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第 6 条 甲又は甲の指定する管理人の定めた管理規則に乙が違反した場合、甲は直ちに本契約を解約することが出来る。
- 第 7 条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第 8 条 乙の車に場内で他車による事故の発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び甲の指定する管理人は乙に対し責任を負わないものとする。又、乙が賃借している場所に理由の如何を問わず第三者が無断駐車をした場合に、乙は甲及び甲の指定する管理人に対し何等異議を申し立てない事とする。
- 第 9 条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
- 第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は甲は3ヶ月前迄に、乙は解約希望月の前1ヶ月迄に相手方に通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこととする。尚、1ヶ月前迄の通告者に限り解約時の賃料の精算方法は日割り計算とするものとする為、甲はその清算金を返還する事とする。尚、物件明け渡しの際明け渡し料金等の名目の如何を問わず金銭の要求はしないものとする。

第11条埼玉県生活環境保全条例によりアイドリング・ストップが義務づけられていますので
で嚴重注意する事。

振込金融機関

口座名	[REDACTED]
振込先	[REDACTED]
振込期日	毎月末日迄 ※翌月分前払い

※賃料等に未払いが生じた場合、下記の件につき乙は承諾の事とする。

1. 乙の自宅・勤務先・親族等への連絡及び未払い金の請求。

契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通宛を所持する。

2021年 9月 3日

貸主(甲) 氏名 品川リフラクトリーズ株式会社

代表取締役 藤原弘之

貸主代行 住所 さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-

氏名 木崎不動産株式会社

借主(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 浅野目 義英 TEL ()
携帯 [REDACTED]

勤務先 埼玉県議会 TEL ()

親族等連絡先 住所 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]

公益社団法人

埼玉県宅地建物取引業協会会員 取引業者 木崎不動産株式会社

代表取締役 浅野 喜作

免許証番号 埼玉県知事(12)第7527号

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷3-7-8

TEL 048-831-9616(代表)

取引主任者登録番号 [REDACTED]

整理番号	40
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年5月27日	支出額	125,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所賃料(6月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英					
ただし、政務活動事務所賃料(6月分)として 口座名 浅野目義英 支払先名 (有)くろ、ろ						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">04-05-27</td> <td style="width: 20%;">送金</td> <td style="width: 20%;">*125,000</td> <td style="width: 20%;">IB 17000000000000000000</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>		04-05-27	送金	*125,000	IB 17000000000000000000	
04-05-27	送金	*125,000	IB 17000000000000000000			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。) </div>						
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。						

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7月20日

甲・貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ	TEL 03-5603-9131
	住所 東京都台東区千束2丁目23番6号	
乙・借主	氏名 浅野 義英	TEL [REDACTED]
	住所 さいたま市浦和区北浦和1-1-11-501	
丙 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 3,000,000 円	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番地13号	主たる事務所
	所在地・TEL 048-839-8806	所在地・TEL
	商号又は名称 有限会社 バックアップ 代表者の氏名 代表取締役 碓 奈緒子	商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号 埼玉県知事(6)第15903号	免許証番号 大臣()第 号 知事
	免許年月日 平成24年11月16日	免許年月日 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名 [REDACTED]	氏名
	登録番号 [REDACTED]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 同上	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 同上 TEL	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	63
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	4年6月28日	支出額	125,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(7月分)
----	----------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし、政務活動事務所賃料(7月分)として

口座名 浅野目義英

支払宛名(有)くまのへ

振込手数料 ¥110-

04-06-28	送金	*125,000	ATM 2)カギ	
04-06-28	手数料	*110		

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階	38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・ 共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険 料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1ヵ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	札 金	120,000円 (賃料1ヵ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円

その他の条件	日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入		
貸与する鍵	鍵No.	店舗	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		

頭書(5) 借主緊急連絡

借 主	(氏 名)浅野目 義英
	(自 宅)TEL
	(住 所)さいたま市浦和区北浦和1-1-11-501
	(携 帯)TEL
緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)TEL
	(住 所)
	(携 帯)TEL

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人			社員

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ
	住所 東京都台東区千束二丁目23番6号
管理業者	商号又は名称 有限会社 バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806

※貸主と建物の所有者は同じ

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☑連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	3,000,000円
	☑家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	日本セーフティー株式会社
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通り。甲乙協議の上、本契約を更新する事ができる。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。

頭書(9) 特約事項

1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分と、更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分を甲に支払うものとする。
 2. 入居後1年以内に退去の場合、乙は短期解約違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払うものとする。
 3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。
 4. 石油ストーブ使用・ペットの持込・ピアノの持込使用を禁止する。
 5. 退去時の室内クリーニング費用は借主の負担とする。
 6. 借主は本物件の引渡の際、次の事項を貸主の為に履行する。
 - ① 残置物を一切残さない
 - ② 公共料金(電気・ガス・水道)の精算を終え、メーター停止状態にすること。
- 以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 7月20日

甲・貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ	TEL 03-5603-9131
	住所 東京都台東区千束2丁目23番6号	
乙・借主	氏名 浅野 義英	TEL [REDACTED]
	住所 さいたま市浦和区比治所1-1-11-501	
丙 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 3,000,000 円	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番地13号 048-839-8806 有限会社 バックアップ 代表取締役 碓 奈緒子
	免許証番号	埼玉県知事(6)第15903号
	免許年月日	平成24年11月16日
	氏名	[REDACTED]
宅地建物取引士	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所名	同上
	事務所所在地	同上
	TEL	同上

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	4年7月25日	支出額	115,500 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動事務所貸借契約に伴う礼金及び8月分賃料		

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英 礼金 77,000円 8月分賃料 77,000円 ÷ 2 = 38,500円 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> 計 115,500円
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

領 収 証

令和 4年 7月 25日

浅野目 義英 様

金額 154,000円

物件表示：さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号

柳生店舗（北）

上記物件表示の賃貸借契約に伴う礼金及び8月分賃料として
上記金額を正に領収いたしました。



住 所

氏 名

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	柳生店舗 (北) 1階		
	所 在 地	(住居表示) さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号		
		(登記簿) さいたま市浦和区北浦和二丁目20番地3		
	構 造	鉄骨・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 / 2階建		
	種 類	店舗	新築年 月	昭和46年2月
使用面積	32.00㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和 4年 8月 1日 から 令和 7年 7月 31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 4年 8月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額77,000円	礼 金	77,000円 (賃料1ヵ月分)
家財 保険料	19,000円 (2年間)	敷 金	231,000円 (賃料3ヵ月分)
保証会社 保証料	77,000円 (賃料の100%)	仲 介 手数料	77,000円
口座引落 手数料	月額330円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日に振替 (金融機関休業日の場合は、翌営業日)	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(株) インサイト

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)浅野目 義英
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL 048(830)6230 (勤務先)埼玉県議会
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主

貸主	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	ナップ賃貸保証株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麴町3-5-2
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第57号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上、3年毎に更新できるものとする。更新の際の更新料は新賃料の1カ月分及び更新事務手数料は新賃料の0.25カ月とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第17条の明渡しの際の原状回復義務は、業者によるクリーニングを行うと伴に煙草等による汚損も乙の負担とする。
 2. 本物件は、昭和46年築の為、修理・補修に過大な費用が必要又は使用不能となった場合、双方協議のうえ契約を解除する事が出来るものとする。
 3. 1年未満の解約の場合は、敷金の内賃料の1ヶ月分を返還しないものとする。
 以下余白

本誌
甲
乙
身
宅地建物取引業者
宅地建物取引士
※印
※こ

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が、記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年 7月 25日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		[Redacted]
乙・借主	氏名	浅野 義美	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		[Redacted]
緊急連絡先	氏名		TEL	[Redacted]
	住所			[Redacted]

A		
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 048(834)5701
	商号又は名称	平成ハウジング株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 安川 浩美
	免許証番号	埼玉県 知事(8)第14482号
	免許年月日	平成30年10月30日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する 事務所名	平成ハウジング株式会社
	事務所所在地 TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 TEL 048(834)5701

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	4年7月25日	支出額	77,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	政務活動事務所 初回預託保証料		

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

預かり証 兼 領収書

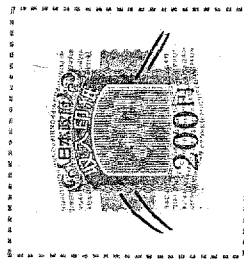
2022年 7月 25日

浅野目義英 様

金額	¥	7	7	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

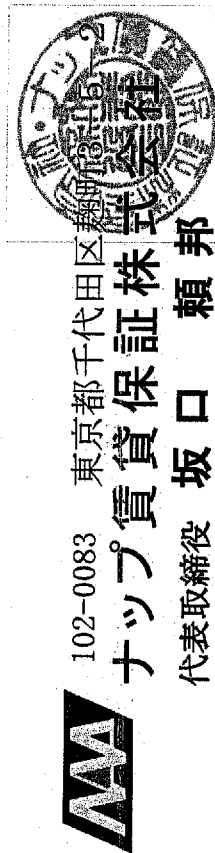
但し 初回預託保証料 柳生店舗(北)

として



上記正に受領いたしました

内訳



102-0083 東京都千代田区
ナップ賃貸保証株式会社
 代表取締役 坂口 頼 邦

AW ナップ保証委託契約書

※ 貸借人は別紙「ナップ保証委託契約重要説明事項」および「個人情報の取得に関する事項」について確かに説明を受け、同意し、下記に署名捺印をいたします。

期票日	2022年7月25日
氏名	フリガナ 浅野目義英
現住所	〒 [] 市 [] 区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []
氏名	フリガナ 浅野目義英
現住所	〒 [] 市 [] 区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []
氏名	フリガナ []
現住所	〒 [] 市 [] 区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []
氏名	フリガナ []
現住所	〒 [] 市 [] 区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []

※ □に關しては該当箇所を記入してください。※ 本件は置借人様ならびに連帯保証人様の自筆でご記入ください。※ 押印は、ゴム印の使用等、ご本人様の署名以外で、記名の場合には必要です。(ご本人様が署名される場合は不要)

別紙「重要説明事項」について

置借人行った業番名 平成ハウジング

〒 [] 市 [] 区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []

ナップ加盟店

平成ハウジング株式会社
埼玉県さいたま市浦和区木崎2丁目30番13号

※ 貸借人・置借人、置借人は、別紙「ナップ保証委託契約重要説明事項」および「個人情報の取得に関する事項」の内容を閲読し、「ナップ保証委託契約書」の各項に同意し、下記に署名捺印をいたします。なお、保証金払戻金等からの各種サービスに關するご契約事項については、あらかじめこれに同意します。

メール契約書は、置借人・連帯保証人の署名捺印後、原本は保証会社が保管、写しは置借人・連帯保証人がそれぞれ受領し保管するものとします。

1枚目：(ナップへ郵送)

質借人 浅野目義英様

署名捺印後、原本はナップへお渡ください。

保証開始日 (入金予定日)	2022年8月 / 日	質料約定日	前月 当月 翌月
承認日	2022年07月21日	ナップ 承認番号	
物件名	フリガナ 柳生店舗(北)	所在地	〒 330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和2-3-2
①質料	77,000 円	④取替代行決済手数料	330 円
②管理費・共益費	0 円	⑤その他費用	0 円
③駐車場	0 円		
支払い方法	一括型	質料合計	77,330 円
プラン	事業用A一括型(R2)	初回	100 %
初回保証委託料		77,330 円	約定保証料
管理会社	管理会社	質貸人	
住所	さいたま市浦和区木崎2-30-13	氏名	平成ハウジング(株)
		TEL	048-834-5701

サービス開始日 2022年9月27日 (10月分家賃)

※ 決済口座に振り込まない場合、お振り戻しをさせていただきます。
※ 決済口座が変更する場合はご連絡ください。
※ 本記入の場合は取替代行手数料は別途の日に付で発生します。

質料の取替代行サービスを利用します

質料合計 (AGT PAY パートナー) 年間保証料

保証会社

AW ナップ賃貸保証株式会社
東京都千代田区麹町3-5-2

(ジャックス利用欄)

委託者名	株式会社インサイト
契約番号	
契約者名	浅野目義英
電話番号	

収納企業 (株)ジャックス
2022年 07月 21日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書④ 「ジャックス利用代金」

御中

振替日・払込日 毎月27日(休業日の場合はその翌営業日) **お届け印(サイン)**

フリガナ **浅野目 義英**

口座名義人 **浅野目 義英**

※法人の場合は社会保険番号を省略せずに入力してください。
※お届け印は、小票で口座開設されている方はお届け印の押印は不要です。
※受取の金額欄へお間違いのないようご注意ください。

① フリガナ・口座名義人
必ずご記入ください。

② どちらか一つを指定ください。

銀行口座
 銀行
 郵便局
 農協
 協同組合

預金種目 1普通・総合 2当座 口座番号

種目コード 郵便型 記号(郵便が最も標準) 番号(右からつめてご記入ください)

1 6 6 3 4 1 0

払込先口座番号 00170-6-42169 払込先加入者名 株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。 ゆうちょう銀行の番号は未記入となります。

(ジャックス利用代金)
利用代金はジャックスから預金口座振替または現金振替のいずれかを選択してご入金ください。
① 振替口座の振替種目(ゆうちょ銀行以外の金融機関に有利の場合・ゆうちょ銀行は除く)
1. 振替先口座の種目(ゆうちょ銀行以外の金融機関に有利の場合)は、振替先口座の種目を選択してください。
2. 振替先口座の種目がゆうちょ銀行の場合は、振替先口座の種目を「ゆうちょ銀行」を選択してください。
② 振替先口座の種目がゆうちょ銀行の場合
振替先口座の種目がゆうちょ銀行の場合は、振替先口座の種目を「ゆうちょ銀行」を選択してください。
③ 振替先口座の種目がゆうちょ銀行以外の金融機関の場合
振替先口座の種目がゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、振替先口座の種目を「ゆうちょ銀行以外の金融機関」を選択してください。
④ 振替先口座の種目がゆうちょ銀行以外の金融機関の場合
振替先口座の種目がゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、振替先口座の種目を「ゆうちょ銀行以外の金融機関」を選択してください。
⑤ 振替先口座の種目がゆうちょ銀行以外の金融機関の場合
振替先口座の種目がゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、振替先口座の種目を「ゆうちょ銀行以外の金融機関」を選択してください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書記入、引渡しについてのお願い

- 個別金融機関により手続き完了までに1ヶ月以上要する場合があります。お引き落としが間に合わない場合があります。
- フリガナは必ずご記入いただきますようお願い致します。
- 口座名義は金融機関に登録されている字体でご記入ください。
- 訂正がある場合は訂正箇所にご印字を引、お届け印を捺印のうえ修正してください。
- 預金口座(自動引落し)は毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)となっております。
- 引渡し後の連絡には、金融機関により「ジャックス」「JACCS」「クレジット」等が表示される場合があります。

取扱可能金融機関 取扱可能金融機関一覧は以下にてご確認ください。(PC用サイト)

<https://www.jaccs.co.jp/business/syudai/kouzafurikaie/kinyukikan.html>

記入手順

① フリガナ・口座名義人
必ずご記入ください。

振替日・払込日 毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)

フリガナ **鈴木 一郎**

口座名義人 **鈴木 一郎**

② どちらか一つを指定ください。

銀行口座
 銀行
 郵便局
 農協
 協同組合

預金種目 1普通・総合 2当座 口座番号

種目コード 郵便型 記号(郵便が最も標準) 番号(右からつめてご記入ください)

1 2 3 4 5 6 7

払込先口座番号 00170-6-42169 払込先加入者名 株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。 ゆうちょう銀行の番号は未記入となります。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)を指定の場合

② どちらか一つを指定ください。

銀行口座
 銀行
 郵便局
 農協
 協同組合

預金種目 1普通・総合 2当座 口座番号

種目コード 郵便型 記号(郵便が最も標準) 番号(右からつめてご記入ください)

1 2 3 4 5 6 7

払込先口座番号 00170-6-42169 払込先加入者名 株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。 ゆうちょう銀行の番号は未記入となります。

ゆうちょ銀行を指定の場合

② どちらか一つを指定ください。

銀行口座
 銀行
 郵便局
 農協
 協同組合

預金種目 1普通・総合 2当座 口座番号

種目コード 郵便型 記号(郵便が最も標準) 番号(右からつめてご記入ください)

1 6 6 3 4 1 0

払込先口座番号 00170-6-42169 払込先加入者名 株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。 ゆうちょう銀行の番号は未記入となります。

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年7月25日	支出額	77,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所柳生店舗(北)借賃借契約仲介手数料
----	--------------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
---------	-----------

領 収 証

浅野目義英様

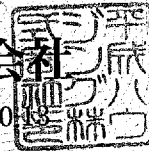
令和4年7月25日

¥77,000※

但し 柳生店舗(北)借賃借契約(仲介)手数料として
上記の金額正に領収いたしました

平成ハウジング株式会社

〒330-0042 さいたま市浦和区木崎2-30
TEL 048-834-5701(代)



整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年7月27日	支出額	125,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 賃料 8月分
----	----------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし政務活動事務所 賃料(8月分)として
 口座名 浅野目義英 支払先名(印)ぐろっへ

704-07-27 | 送金 | *125,000 | IB 11700000000000000000 | XXXXXXXXXX

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 ぐるっぺ (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	針ヶ谷多目的住宅			1階
	所在地	(住居表示)さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目7番8号			
		(登記簿) さいたま市浦和区針ヶ谷二丁目43番地3、43番地4			
	構 造	木造・鉄骨造/瓦葺/3階建/全2戸			
	種 類	戸建	新築年月	平成9年10月	
面 積	166.37㎡ (他バルコニー4.96㎡)	専有面積	1階	38.50㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務活動用事務所

頭書(3) 契約期間

2020年 9月 1日 から 2022年 8月 31日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2020年 9月 /日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (うち消費税相当額 10,909円)	管理・ 共益費	月額 5,000円 (うち消費税相当額 454円)
家財保険 料	2年 17,490円	敷 金	120,000円 (賃料1カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	礼 金	120,000円 (賃料1カ月分)
償 却		月額賃料合計	125,000円

その他の条件 日本セーフティー株式会社加入・保証協会加入

貸与する鍵	鍵No.	店舗		
	本 数	本	本	本

賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末 日まで

賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	
------------------	---	--

頭書(5) 借主緊急連絡

借主	(氏 名)浅野目 義英
	(自 宅)TEL [REDACTED]
	(住 所)さいたま市浦和区北浦和1-1-11-501
	(携 帯)TEL [REDACTED]
緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) [REDACTED]
	(自 宅)TEL [REDACTED]
	(住 所) [REDACTED]
	(携 帯)TEL [REDACTED]

入居者名	年齢	続柄	常駐責任者名	年齢	続柄
浅野目 義英	62	本人	[REDACTED]	[REDACTED]	社員

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年7月20日

甲・貸主	氏名 有限会社 ぐるっぺ	TEL 03-5603-9131
	住所 東京都台東区千束2丁目23番6号	
乙・借主	氏名 浅野 義英	TEL [REDACTED]
	住所 さいたま市浦和区北浦和1-1-11-501	
丙 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
極度額 3,000,000 円		

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
	免許年月日	免許年月日
	氏名	氏名
宅 地 建 物 取 引 士	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所名	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	4年7月29日	支出額	17,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所駐車場代(8月分)
----	------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
----------------	-----------

ただし、政務活動事務所駐車場代(8月分)として

支払い先名 XXXXXXXXXX (山田駐車場2番1台分)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

領 収 証

令和4年7月29日

浅野目 義英 様

金額 17,000円

物件表示：さいたま市浦和区北浦和二丁目3番3号

山田駐車場 番

上記物件表示の賃貸借契約に伴う8月分賃料（1台分）

として上記金額を正に領収いたしました。

住 所

氏 名

印

整理番号	1
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(No other content)

支出年月日	4年9月6日	支出額	26,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	県政調査事務移転に伴う準備工事代金
-----	-------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
支払人 あこのめ事務所	
付添 防犯用窓枠ストッパー取外し ポスト取外し ポスト独立ポル架台新設施工費として	

領 収 証

No. 000105

2022年9月6日

あこのめ事務所 様

¥26,400

但し NO 201693 請求分(銀行振込)

上記の金額正に領収いたしました

Create different. Inspire society EIGOU ARCHITECTURE OFFICE FIRM

総合建設業・耐震診断・設計

永劫建設株式会社

〒330-0042 埼玉県さいたま市浦和区木崎二丁目15番11号

TEL 048-815-5252 FAX 048-815-5255

整理番号 126

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年9月27日	支出額	77,330 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(10月分)
----	-----------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所 賃料(10月分)とLT
 口座名 浅野目義英 支払先名 (株)イサト

04-09-27 振替 *77,330 JG (イサト)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



契 約 書

浅 野 目 義 英 様

(柳生店舗 北)

平成ハウジング株式会社

048 (834) 5701

事業用賃貸借契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	柳生店舗 (北) 1階		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号		
		(登記簿) さいたま市浦和区北浦和二丁目20番地3		
	構 造	鉄骨・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗	新築年月	昭和46年2月
使用面積	32.00㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年8月1日 から 令和7年7月31日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和4年8月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額77,000円	礼 金	77,000円 (賃料1カ月分)
家財 保険料	19,000円(2年間)	敷 金	231,000円 (賃料3カ月分)
保証会社 保証料	77,000円(賃料の100%)	仲 介 手数料	77,000円
口座引落 手数料	月額330円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日に振替(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持参先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(株)インサイト

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 浅野目 義英
	(自・宅) TEL
	(勤務先) TEL 048(830)6230 (勤務先) 埼玉県議会
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主

貸 主	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	ナップ賃貸保証株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町3-5-2
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第57号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上、3年毎に更新できるものとする。更新の際の更新料は新賃料の1カ月分及び更新事務手数料は新賃料の0.25カ月とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第17条の明渡しの際の原状回復義務は、業者によるクリーニングを行うと共に煙草等による汚損も乙の負担とする。
 2. 本物件は、昭和46年築の為、修理・補修に過大な費用が必要又は使用不能となった場合、双方協議のうえ契約を解除する事が出来るものとする。
 3. 1年未満の解約の場合は、敷金の内賃料の1ヶ月分を返還しないものとする。
- 以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が、記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年7月25日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	浅野 義美	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
緊急連絡先	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		

A		
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 048(834)5701
	商号又は名称	平成ハウジング株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 安川 浩美
	免許証番号	埼玉県 知事(8)第14482号
	免許年月日	平成30年10月30日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する 事務所名	平成ハウジング株式会社
	事務所所在地 TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 TEL 048(834)5701

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

4 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。
2 前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
一 電球、蛍光灯、ビューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

5こと
ミスこと
の各号
日した場
と善良な
は、
と置費用
の設置等
が負担
修繕に要
他の修
はなら
べき。
いて協議
甲が正
に要する
いて行う
務の履行
ることが
会' 21. 06

- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第19条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第20条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第21条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第22条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権

についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第26条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年10月27日	支出額	77,330 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(11月分)
----	-----------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所賃料(11月分)として
口座名 浅野目義英 支払先名 (株)インサイト

04-10-27 | 振替 | *77,330 | JC インサイト | [REDACTED]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



契 約 書

浅 野 目 義 英 様

(柳生店舗 北)

平成ハウジング株式会社

048 (834) 5701

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	柳生店舗(北)1階		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号		
		(登記簿)さいたま市浦和区北浦和二丁目20番地3		
	構 造	鉄骨・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗	新築年 月	昭和46年2月
	使用面積	32.00㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年8月1日 から 令和7年7月31日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和4年8月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額77,000円	礼 金	77,000円 (賃料1カ月分)
家財 保険料	19,000円(2年間)	敷 金	231,000円 (賃料3カ月分)
保証会社 保証料	77,000円(賃料の100%)	仲介 手数料	77,000円
口座引落 手数料	月額330円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日に振替(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持参先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(株)インサイト

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 浅野目 義英
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL 048(830)6230 (勤務先) 埼玉県議会
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主

貸主	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	ナップ賃貸保証株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麴町3-5-2
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第57号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上、3年毎に更新できるものとする。更新の際の更新料は新賃料の1カ月分及び更新事務手数料は新賃料の0.25カ月とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第17条の明渡しの際の原状回復義務は、業者によるクリーニングを行うと伴に煙草等による汚損も乙の負担とする。

2. 本物件は、昭和46年築の為、修理・補修に過大な費用が必要又は使用不能となった場合、双方協議のうえ契約を解除する事が出来るものとする。

3. 1年未満の解約の場合は、敷金の内賃料の1ヶ月分を返還しないものとする。

以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が、記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年7月25日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	浅野 義英	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
緊急連絡先	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A	
	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 048(834)5701
	商号又は名称	平成ハウジング株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 安川 浩美
免許証番号	埼玉県 知事(8)第14482号	
免許年月日	平成30年10月30日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する 事務所名	平成ハウジング株式会社
	事務所所在地 TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 TEL 048(834)5701

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

4 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

(以
契

合

頭書
よる

以下
定す

頭書
よる

家人
要と

るも
でき
こと

額を、

21.06

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理に必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。
2 前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

こと
すこと
の各号
した場
善良な
は、
置費用
設置等
が負担
繕に要
他の修
ばなら
き
て協議
甲が正
要する
て行う

- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第19条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第20条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第21条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第22条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権

に
続
イ
ウ
四 前
の規
もに
五 前
務を
六 丙
額、
七 乙
対し
ア
イ
ウ
そ
3 頭書
るもの
一 頭
のと
い
二 乙
利用
から
三 前
合意
とを

(免責)
第23条
められ
の設備
する。

(協議)
第24条
は、民

(合意)
第25条
る地方

(更新)
第26条
とお

についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る

- イ 丙が破産手続開始決定を受けたとき
- ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第26条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年10月28日	支出額	34,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所 駐車場代(11月分)
----	--------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所 駐車場代(11月分)として

支払い先名 XXXXXXXXXX
 口座名 浅野目義英

駐車場代 34,000円
 振込手数料 110円

 合計 34,110円

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻	
25809	04-10-28	11:50	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥34,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証
円 百 十 円			

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0005

アサノメ ヨツヒテ 様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 280001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが不足すること。(別紙には整理番号)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

所在地	さいたま市浦和区北浦和二丁目3番3号 (■・■)
車種及びナンバー	不特定
賃料総額	一ヶ月金34,000円也
敷金・保証金	金なし 円也(無利息の約定)

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾のうえ本契約を締結する。

(記)

(契約期間)

第1条 賃貸借の契約期間は令和4年9月1日より二年間とする。

但し、期間満了一ヶ月前までに甲乙いずれからも契約の申出なき場合は同一条件をもって更に二年間更新できるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

(賃料)

第2条 賃料は一ヶ月 金34,000円 とし、毎月末日までに翌月分を甲の指定する次の銀行口座に振込むものとする。

名義人: ■■■■■

2 月の途中の契約及び解約の場合の賃料は、日割計算とする。

(駐車場使用厳守事項)

第3条 乙は駐車場使用にあたり次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

1. 車輛は契約した車輛・契約した場所以外に置かないこと
2. 賃貸借の譲渡等他人をして駐車場を使用せしめる行為をしないこと
3. 定位の境界を侵害し、通路を充分空けず他車輛の出入りを妨げないこと
4. 甲または甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反しないこと
5. 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他法令により危険物として指定された物件を持ち込まないこと
6. 近隣の迷惑になる様な行為を一切とらないこと
7. その他前各号に準ずる事項

(事故責任)

第4条 乙の車輛が、駐車場内において他車と接触し発生した事故或は天災地変等により損害が発生した場合、及び火災・盗難等が発生した場合、甲は乙に対して賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第5条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はの施設や駐車場の他の車輛に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

整理番号 28

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費


支出年月日	4年11月28日	支出額	¥34,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所 駐車場代 (12月分)
-----	---------------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所 駐車場代 (12月分) として
 支払い先名 XXXXXXXXXX

キャッシュサービスご利用明細

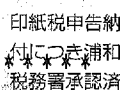
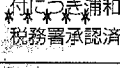


毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻	
25804	04-11-28	14:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥34,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		C認証	
月 円		日 円	円

お振込明細またはご案内
 お受取人 XXXXXXXXXX
 登録番号 0005
 アサノ ヨシヒデ様
 電話番号 XXXXXXXXXX
 取扱番号 280003

。い場合は、別紙を使用する(番)を付すこと。)

※ 領収書  (印紙税を納付しない場合は*印で消しております。)
 ※ 領収書が分た  (ただし、〇〇代として」など何に支出された  されていること (一部記載がない場合は、余  白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(中途解約)

第6条 甲又は乙の都合により本契約を解約したい時は、甲は二ヶ月以前に、乙は一ヶ月以前に、それぞれ相手方に通告し解約予告期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。但し、明け渡の際、甲は乙に対して賃料の精算金以外は一切支払わない。

(違反解約)

第7条 乙が管理規約や本契約の定め違反した場合、甲は直ちに本契約を解除することができるものとする。

(反社会的勢力)

第8条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約条項)

第9条 〇〇〇は令和4年8月1日から利用することとし、17,000円を支払うものとする。
以下余白

この契約の成立の証として、本契約書を式通作成し、甲・乙及び立会管理人記名捺印のうえ、各自一通を保有する。

令和4年7月29日

貸主(甲) 住所
氏名
電話

印

借主(乙) 住所
氏名
電話

立会人 住所
氏名
電話

埼玉県さいたま市浦和区木崎2丁目30番
平成ハウジング株式会社
048-834-5701

整理番号 29

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	4年11月28日	支出額	77,330 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	政務活動事務所賃料(12月分)
----	-----------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所賃料(12月分)として
 口座名 浅野目義英 支払先名 (株)インサイト

04-11-28 振替 *77,330 JC インサイト

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



契 約 書

浅 野 目 義 英 様

(柳生店舗 北)

平成ハウジング株式会社

048 (834) 5701

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	柳生店舗(北)1階		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号		
		(登記簿)さいたま市浦和区北浦和二丁目20番地3		
	構 造	鉄骨・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗	新築年 月	昭和46年2月
	使用面積	32.00㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年8月1日 から 令和7年7月31日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和4年8月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額77,000円	礼 金	77,000円 (賃料1ヵ月分)
家財 保険料	19,000円(2年間)	敷 金	231,000円 (賃料3ヵ月分)
保証会社 保証料	77,000円(賃料の100%)	仲 介 手数料	77,000円
口座引落 手数料	月額330円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日に振替(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(株)インサイト

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 浅野目 義英
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL 048(830)6230 (勤務先) 埼玉県議会
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主

貸主	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	ナップ賃貸保証株式会社
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麴町3-5-2
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第57号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上、3年毎に更新できるものとする。更新の際の更新料は新賃料の1カ月分及び更新事務手数料は新賃料の0.25カ月とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第17条の明渡しの際の原状回復義務は、業者によるクリーニングを行うと共に煙草等による汚損も乙の負担とする。
 2. 本物件は、昭和46年築の為、修理・補修に過大な費用が必要又は使用不能となった場合、双方協議のうえ契約を解除する事が出来るものとする。
 3. 1年未満の解約の場合は、敷金の内賃料の1ヶ月分を返還しないものとする。
- 以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が、記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年 7月25日

甲・貸主	氏名	[Redacted]		TE	[Redacted]
	住所	[Redacted]			
乙・借主	氏名	浅野 義英	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]			
緊急連絡先	氏名	[Redacted]	印	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]			

宅 地 建 物 取 引 業 者	A	
	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 048(834)5701
	商号又は名称	平成ハウジング株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 安川 浩美
免許証番号	埼玉県 知事(8)第14482号	
免許年月日	平成30年10月30日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する 事務所名	平成ハウジング株式会社
	事務所所在地 TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 TEL 048(834)5701

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

4 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることのできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。
2 前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

こと
すこと

り各号

した場

善良な
置費用

設置等
が負担

善に要
也の修

ざなら
ぎ
て協議

甲が正
要する

て行う

の履行
ことが

21.06

- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第19条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第20条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第21条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第22条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権

に
録
イ
ウ
四 前
の持
もに
五 前
務を
六 戸
額、
七 乙
対し
ア、
イ
ウ
そ
3 頭書
るもの
一 戸
のと
い
二 乙
利月
から
三 前
合意
とを

(免責
第23条
めら
の設備
する。

(協議
第24条
は、E

(合意
第25条
る地

(更新
第26条
とお!

についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る

- イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
- ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第26条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 38

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年12月23日	支出額	24,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 政務活動事務所 駐車場代(1月分)

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所 駐車場代(1月分)として
 支払い先名 XXXXXXXXXX

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
25803	04-12-23	11:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥34,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨 認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内
 登録番号 XXXXXXXXXX

アサノメ ヨツヒデ 様
 電話番号 XXXXXXXXXX
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

(場合は、別紙を使用する
 票)を付すこと。)

※ 領収書が分か
 白に補記すること。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。
 だし、〇〇代として」など何に支出された
 れていること(一部記載がない場合は、余

駐車場賃貸借契約書

所在地	さいたま市浦和区北浦和二丁目3番3号 (■■・■■)
車種及びナンバー	不特定
賃料総額	一ヶ月金34,000円也
敷金・保証金	金なし 円也(無利息の約定)

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾のうえ本契約を締結する。

(記)

(契約期間)

第1条 賃貸借の契約期間は令和4年9月1日より二年間とする。

但し、期間満了一ヶ月前までに甲乙いずれからも契約の申出なき場合は同一条件をもって更に二年間更新できるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

(賃料)

第2条 賃料は一ヶ月金34,000円とし、毎月末日までに翌月分を甲の指定する次の銀行口座に振込むものとする。

名義人: ■■■■■

2月の途中の契約及び解約の場合の賃料は、日割計算とする。

(駐車場使用厳守事項)

第3条 乙は駐車場使用にあたり次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

1. 車輛は契約した車輛・契約した場所以外に置かないこと
2. 賃貸借の譲渡等他人をして駐車場を使用せしめる行為をしないこと
3. 定位の境界を侵害し、通路を充分空けず他車輛の出入りを妨げないこと
4. 甲または甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反しないこと
5. 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他法令により危険物として指定された物件を持ち込まないこと
6. 近隣の迷惑になる様な行為を一切とらないこと
7. その他前各号に準ずる事項

(事故責任)

第4条 乙の車輛が、駐車場内において他車と接触し発生した事故或は天災地変等により損害が発生した場合、及び火災・盗難等が発生した場合、甲は乙に対して賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第5条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はの施設や駐車場の他の車輛に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(中途解約)

第6条 甲又は乙の都合により本契約を解約したい時は、甲は二ヶ月以前に、乙は一ヶ月以前に、それぞれ相手方に通告し解約予告期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。但し、明け渡の際、甲は乙に対して賃料の精算金以外は一切支払わない。

(違反解約)

第7条 乙が管理規約や本契約の定めに違反した場合、甲は直ちに本契約を解除することができるものとする。

(反社会的勢力)

第8条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約条項)

第9条 借主は令和4年8月1日から利用することとし、17,000円を支払うものとする。
以下余白

この契約の成立の証として、本契約書を式通作成し、甲・乙及び立会管理人記名捺印のうえ、各自一通を保有する。

令和4年7月29日

貸主(甲)	住所 氏名 電話	(印)
-------	----------------	-----

借主(乙)	住所 氏名 電話	[Redacted]
-------	----------------	------------

立会人	住所 氏名 電話	埼玉県さいたま市浦和区木崎2丁目30番 平成ハウジング株式会社 048-834-5701
-----	----------------	--

整理番号 39

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年1月27日	支出額	77,330 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動事務所賃料(1月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄 龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所賃料(1月分)として
 口座名 浅野目義英 支払先名 (株)インサイト

05-01-27 振替 *77,330 JC インサイト

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	柳生店舗(北) 1階		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号		
		(登記簿)さいたま市浦和区北浦和二丁目20番地3		
	構 造	鉄骨・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗	新築年月	昭和46年2月
	使用面積	32.00㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年8月1日 から 令和7年7月31日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和4年8月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額77,000円	礼 金	77,000円 (賃料1カ月分)
家財 保険料	19,000円(2年間)	敷 金	231,000円 (賃料3カ月分)
保証会社 保証料	77,000円(賃料の100%)	仲介 手数料	77,000円
口座引落 手数料	月額330円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日に振替(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持参先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(株)インサイト

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 浅野目 義英
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL 048(830)6230 (勤務先) 埼玉県議会
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額		
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	ナップ賃貸保証株式会社	
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町3-5-2	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第57号	

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上、3年毎に更新できるものとする。更新の際の更新料は新賃料の1カ月分及び更新事務手数料は新賃料の0.25カ月とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第17条の明渡しの際の原状回復義務は、業者によるクリーニングを行うと共に煙草等による汚損も乙の負担とする。
 2. 本物件は、昭和46年築の為、修理・補修に過大な費用が必要又は使用不能となった場合、双方協議のうえ契約を解除する事が出来るものとする。
 3. 1年未満の解約の場合は、敷金の内賃料の1ヶ月分を返還しないものとする。
- 以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が、記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年7月25日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	浅野 義英	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
緊急連絡先	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		

A		
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 048(834)5701
	商号又は名称	平成ハウジング株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 安川 浩美
	免許証番号	埼玉県 知事(8)第14482号
	免許年月日	平成30年10月30日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する 事務所名	平成ハウジング株式会社
	事務所所在地 TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 TEL 048(834)5701

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 40

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年1月27日	支出額	34,110 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

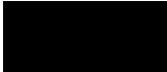
使途	政務活動事務所 駐車場代(2月分)
----	-------------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所 駐車場代(2月分)として

支払い先名



駐車場代 34,000
振込手数料 110

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			**
取扱店	お取引日	時刻	
25805	05-01-27	09:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥34,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(6千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内	
登録番号 0005	
アサノメ ヨリヒテ 様	
電話番号	
取扱番号	270003

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

金は、別紙を使用する(付すこと。)

※ 領収書等、①発行日、②金額、③支払先、④ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

所在地	さいたま市浦和区北浦和二丁目3番3号 (■■■・■■■)
車種及びナンバー	不特定
賃料総額	一ヶ月金34,000円也
敷金・保証金	金なし 円也 (無利息の約定)

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾のうえ本契約を締結する。

(記)

(契約期間)

第1条 賃貸借の契約期間は令和4年9月1日より二年間とする。

但し、期間満了一ヶ月前までに甲乙いずれからも契約の申出なき場合は同一条件をもって更に二年間更新できるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

(賃料)

第2条 賃料は一ヶ月 金34,000円 とし、毎月末日までに翌月分を甲の指定する次の銀行口座に振込むものとする。

名義人: ■■■■■

2月の途中の契約及び解約の場合の賃料は、日割計算とする。

(駐車場使用厳守事項)

第3条 乙は駐車場使用にあたり次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

1. 車輛は契約した車輛・契約した場所以外に置かないこと
2. 賃貸借の譲渡等他人をして駐車場を使用せしめる行為をしないこと
3. 定位の境界を侵害し、通路を充分空けず他車輛の出入りを妨げないこと
4. 甲または甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反しないこと
5. 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他法令により危険物として指定された物件を持ち込まないこと
6. 近隣の迷惑になる様な行為を一切とらないこと
7. その他前各号に準ずる事項

(事故責任)

第4条 乙の車輛が、駐車場内において他車と接触し発生した事故或は天災地変等により損害が発生した場合、及び火災・盗難等が発生した場合、甲は乙に対して賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第5条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はの施設や駐車場の他の車輛に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(中途解約)

第6条 甲又は乙の都合により本契約を解約したい時は、甲は二ヶ月以前に、乙は一ヶ月以前に、それぞれ相手方に通告し解約予告期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。但し、明け渡の際、甲は乙に対して賃料の精算金以外は一切支払わない。

(違反解約)

第7条 乙が管理規約や本契約の定めに違反した場合、甲は直ちに本契約を解除することができるものとする。

(反社会的勢力)

第8条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約条項)

第9条 2番は令和4年8月1日から利用することとし、17,000円を支払うものとする。
以下余白

この契約の成立の証として、本契約書を式通作成し、甲・乙及び立会管理人記名捺印のうえ、各自一通を保有する。

和 4 年 7 月 2 9 日

貸主(甲)

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 印
電話 [Redacted]

借主(乙)

住所 [Redacted]
氏名 藤野 新夫
電話 [Redacted]

立会人

住所 埼玉県さいたま市浦和区木崎2丁目30番1
氏名 平成ハウジング株式会社
電話 048-834-5701

整理番号 60

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	5年2月22日	支出額	$3410 \times 0.75 = 2558.25$ 25582 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	---

使途	政務活動事務所 駐車場代(3月分) (75%)
----	-------------------------

領収書等貼付欄

龍志会 浅野目義英

ただし 政務活動事務所 駐車場代(3月分)として
 支払い先名 XXXXXXXXXX

駐車場代 34,000
 振込手数料 110

合計 34,110
 $\times 0.75$
 = 25,582.5

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	**XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻
25809	05-02-22	10:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥34,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬) (紙) 認証		
お振込明細またはご案内		
お受取人 XXXXXXXXXX		
登録番号 0005		
アサノメヨリヒテ様		
電話番号 XXXXXXXXXX		
取扱番号 220002		

別紙を使用すること。

※ 領収書等には、①発行者、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

所在地	さいたま市浦和区北浦和二丁目3番3号 (■■・■■)
車種及びナンバー	不特定
賃料総額	一ヶ月金34,000円也
敷金・保証金	金なし 円也(無利息の約定)

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾のうえ本契約を締結する。

(記)

(契約期間)

第1条 賃貸借の契約期間は令和4年9月1日より二年間とする。

但し、期間満了一ヶ月前までに甲乙いずれからも契約の申出なき場合は同一条件をもって更に二年間更新できるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

(賃料)

第2条 賃料は一ヶ月金34,000円とし、毎月末日までに翌月分を甲の指定する次の銀行口座に振込むものとする。

名義人：■■■■■■■■■■

2月の途中の契約及び解約の場合の賃料は、日割計算とする。

(駐車場使用厳守事項)

第3条 乙は駐車場使用にあたり次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

1. 車輛は契約した車輛・契約した場所以外に置かないこと
2. 賃貸借の譲渡等他人をして駐車場を使用せしめる行為をしないこと
3. 定位の境界を侵害し、通路を充分空けず他車輛の出入りを妨げないこと
4. 甲または甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反しないこと
5. 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他法令により危険物として指定された物件を持ち込まないこと
6. 近隣の迷惑になる様な行為を一切とらないこと
7. その他前各号に準ずる事項

(事故責任)

第4条 乙の車輛が、駐車場内において他車と接触し発生した事故或は天災地変等により損害が発生した場合、及び火災・盗難等が発生した場合、甲は乙に対して賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第5条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はの施設や駐車場の他の車輛に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(中途解約)

第6条 甲又は乙の都合により本契約を解約したい時は、甲は二ヶ月以前に、乙は一ヶ月以前に、それぞれ相手方に通告し解約予告期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。但し、明け渡の際、甲は乙に対して賃料の精算金以外は一切支払わない。

(違反解約)

第7条 乙が管理規約や本契約の定め違反した場合、甲は直ちに本契約を解除することができるものとする。

(反社会的勢力)

第8条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約条項)

第9条は令和4年8月1日から利用することとし、17,000円を支払うものとする。
以下余白

この契約の成立の証として、本契約書を式通作成し、甲・乙及び立会管理人記名捺印のうえ、各自一通を保有する。

令和4年7月29日

貸主(甲)

住所
氏名
電話

[Redacted]

印

借主(乙)

住所
氏名
電話

[Redacted]
濱野 義夫

立会人

住所
氏名
電話

埼玉県さいたま市浦和区木崎2丁目30番
平成ハウジング株式会社
048-834-5701

整理番号 61

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年2月7日	支出額	$77300 \times 0.75 = 57998$ 57975 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	--------	-----	--

使途	政務活動事務所賃料(2月分) (75%)
----	----------------------

領収書等貼付欄	龍志会 浅野目義英
ただし 政務活動事務所賃料(2月分)として	
口座名 浅野目義英 支払先名 (株)インサイト	$77330 \times 0.75 = 57998$
05-02-27 振替	*77,330 JC (インサイト)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



契 約 書

浅 野 目 義 英 様

(柳生店舗 北)

平成ハウジング株式会社

048 (834) 5701

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 浅野目 義英 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	柳生店舗 (北) 1階		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区北浦和二丁目3番2号		
		(登記簿)さいたま市浦和区北浦和二丁目20番地3		
	構 造	鉄骨・木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 / 2階建		
	種 類	店舗	新築年 月	昭和46年2月
使用面積	32.00㎡			
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年8月1日 から 令和7年7月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和4年8月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額77,000円	礼 金	77,000円 (賃料1ヵ月分)
家財 保険料	19,000円 (2年間)	敷 金	231,000円 (賃料3ヵ月分)
保証会社 保証料	77,000円 (賃料の100%)	仲介 手数料	77,000円
口座引落 手数料	月額330円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日に振替 (金融機関休業日の場合は、翌営業日)	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(株) インサイト

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)浅野目 義英
	(自・宅)TEL
	(勤務先)TEL 048(830)6230 (勤務先)埼玉県議会
	(携帯)TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額		
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	ナップ賃貸保証株式会社	
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町3-5-2	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(1)第57号	

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上、3年毎に更新できるものとする。更新の際の更新料は新賃料の1カ月分及び更新事務手数料は新賃料の0.25カ月とする。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第17条の明渡しの際の原状回復義務は、業者によるクリーニングを行うと伴に煙草等による汚損も乙の負担とする。
 2. 本物件は、昭和46年築の為、修理・補修に過大な費用が必要又は使用不能となった場合、双方協議のうえ契約を解除する事が出来るものとする。
 3. 1年未満の解約の場合は、敷金の内賃料の1ヶ月分を返還しないものとする。
- 以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が、記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年7月25日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		[Redacted]
乙・借主	氏名	浅野 義美	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		[Redacted]
緊急連絡先	氏名	[Redacted]	印	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]		[Redacted]

宅 地 建 物 取 引 業 者	A	
	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 048(834)5701
	商号又は名称 代表者の氏名	平成ハウジング株式会社 代表取締役 安川 浩美
	免許証番号	埼玉県 知事(8)第14482号
	免許年月日	平成30年10月30日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[Redacted]
	登録番号	[Redacted]
	業務に従事する 事務所名	平成ハウジング株式会社
	事務所所在地 TEL	さいたま市浦和区木崎二丁目30番13号 TEL 048(834)5701

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

4 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることのできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

- 4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条** 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。
2 前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

こと
すこと
の各号
した場
善戸な
は、直
置費用

- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

設置等
が負担

- 第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

修繕に要
他の修
いばら
きない。
て協議

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

甲が正
要する
て行う

- 第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

務の履行
ることが

- 第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
 - 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第19条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第20条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第21条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第22条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権

に
続
イ
ウ
四 前
の
規
も
に
五 前
務
を
六 戸
額、
七 乙
対し
ア
イ
ウ
そ
3 頭書
るもの
一 延
の
い
二 乙
利
か
三 前
合
と
(免責
第23条
めら
の設
する。
(協賛
第24条
は、
(合
第25条
る地
(更新
第26条
とお

についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3. 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(8)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第26条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。